【規程番号　神女大短Ｖ－001】

「学校法人行吉学園奨学金規程」に基づく
神戸女子大学・神戸女子短期大学経済支援奨学金運用細則

（目的）

第１条　この細則は、学校法人行吉学園奨学金規程に基づき、神戸女子大学、神戸女子短期大学（以下、「神女」という。）に在学する者に対し、経済的理由により学業継続が困難になった者に対する経済支援奨学金（以下、「神女経済支援奨学金」という。）の運用に関する必要な事項を定める。

（奨学金の給付対象者）

第２条　神女経済支援奨学金は、家計急変型と災害支援型に分類し、家計急変型の給付対象者は、在学中に生じた主たる生計維持者の家計急変事由（失職、死亡等）により、学業継続が困難になった者、かつ、次の要件のすべてを満たす者とする。

(1) 家計の所得等については、独立行政法人日本学生支援機構貸与奨学金（第二種）の基準の範囲内とする。

(2) 独立行政法人日本学生支援機構の給付奨学金（家計急変含む）、貸与奨学金を受給している者、又は申請予定者であること。

２　災害支援型の奨学金の給付対象者は、在学中に生計維持者又は学生本人が災害等の被災者であること。かつ、地方公共団体の発行する罹災証明書等により、半壊以上等の被害が認定されている者、又はそれに準ずることが確認できる者とする。

３　家計急変型及び災害支援型の給付対象者は、年次を問わない。また、高等教育の修学支援新制度と併用して受給できるものとする。ただし、標準修業年限で卒業見込みの者を対象とする。

（奨学金の給付額）

第３条　神女経済支援奨学金の給付額は、その年度の授業料及び教育・施設充実費の半額とする。ただし、特別な事由により学長が認めた場合は、この限りではない。なお、高等教育の修学支援制度により授業料等減免の適用を受けた場合に限り、給付が決定した当該学期の授業料及び教育・施設充実費のうち、授業料等減免額を除く金額を奨学金の給付額とする。

（奨学金の給付申請及び手続）

第４条　神女経済支援奨学金の給付申請の時期は、前期又は後期とし、申請期日については別途周知する。ただし、特別な事由により学長が認めた場合は、この限りでない。

２　神女経済支援奨学金の給付申請する者は、次の書類を所定の期日までに学生課に提出し、審査を受けなければならない。

(1) 神女経済支援奨学金申請書

(2) 家計急変事由又は被災したことを証する書類（診断書、離職票、罹災証明等）

(3) 生計維持者（主・従）の課税証明書、及び家計急変後の収入に関する証明書

(4) その他特に必要とする書類

（奨学金の審査方法）

第５条　前条の申請書類は、学生部内で審査のうえ、神戸女子大学・神戸女子短期大学学生委員会で審議するとともに、学生部長及び学長が面接を経て理事長に推薦する。

２　理事長は、学長の推薦に基づき給付対象者を決定する。

（奨学金の給付期間等）

第６条　神女経済支援奨学金の給付期間は、給付が決定した年度内とする。

２　神女経済支援奨学金の給付は、所定の在学期間を通して１回を原則とする。

ただし、特別な事由により学長が認めた場合は、この限りでない。なお、神女経済支援奨学金は、神女優秀者応援制度と併用して受給できない。

（特別措置）

第７条　神女経済支援奨学金の給付対象者の決定時において、既に当該学期の学納金等が納入されている場合であっても、奨学金を給付することができる。

（細則の改廃）

第８条　この細則の改廃は、学生委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

１　この運用細則は、令和4年4月1日から施行する。

２　「学校法人行吉学園奨学事業に係る授業料等免除・奨励金授与規程」に基づく神戸女子大学授業料等免除運用細則及び神戸女子短期大学授業料等免除運用細則は廃止する。

附　則

この運用細則は、令和8年4月1日から施行する。（委員会名称の変更）